

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

○熊本市城南商工会地区の立地

当会の事業継続力強化支援事業の対象となる熊本市南区城南町(以下において「当地区」という。)は、平成24年(2012年)4月に政令指定都市に移行した熊本市の5つの区(中央・東・西・北・南)のうち南区の南東部に位置する。【図1】

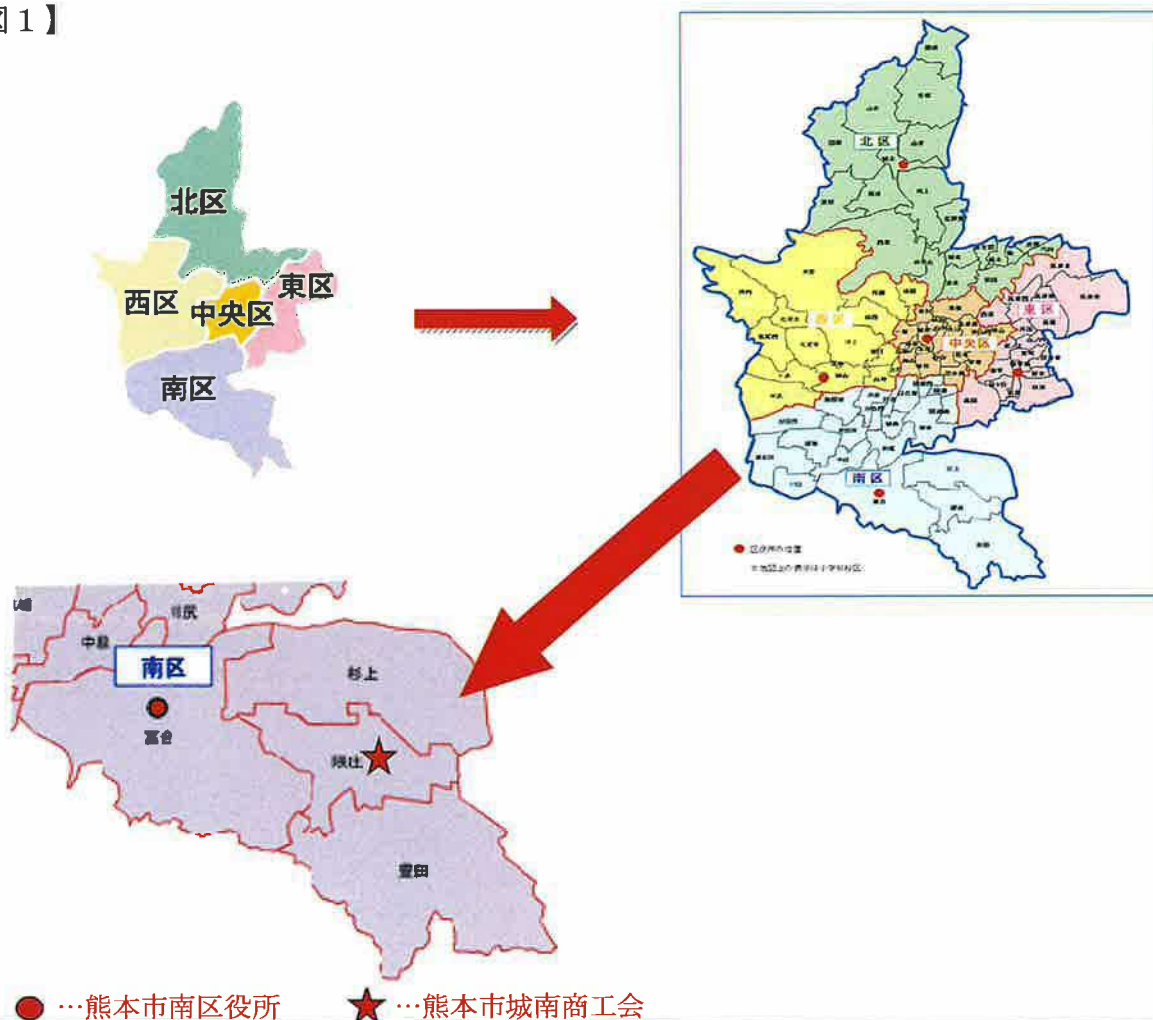
熊本市南区の区域面積は110.01km²と、北区に次ぐ広さで、熊本市の面積の30%近くを占めている。

また、人口、世帯数ともに5つの区の中で4番目であるが、平成7年(1995年)以降、人口、世帯数とも増加傾向が続いており、他の区と同様に高齢化が進む一方で、14歳以下の年少人口比率は16%台と5つの区の中で最も高い。

その南区の中でも南東部に位置する当地区は、杉上校区、隈庄校区、豊田校区からなり、人口は22,137人(令和3年(2021年)10月1日現在)である。地域の大部分は水田からなり、豊かな自然環境を活かした農業の盛んな地域でもある。

一方で、当地区には城南工業団地があり、工業においても盛んな地で、主要幹線道路としては、国道266号線が通っており、平成29年(2017年)7月には九州自動車道に城南スマートインターチェンジが設置され熊本市の南の玄関として利便性は更に向上している。

【図1】



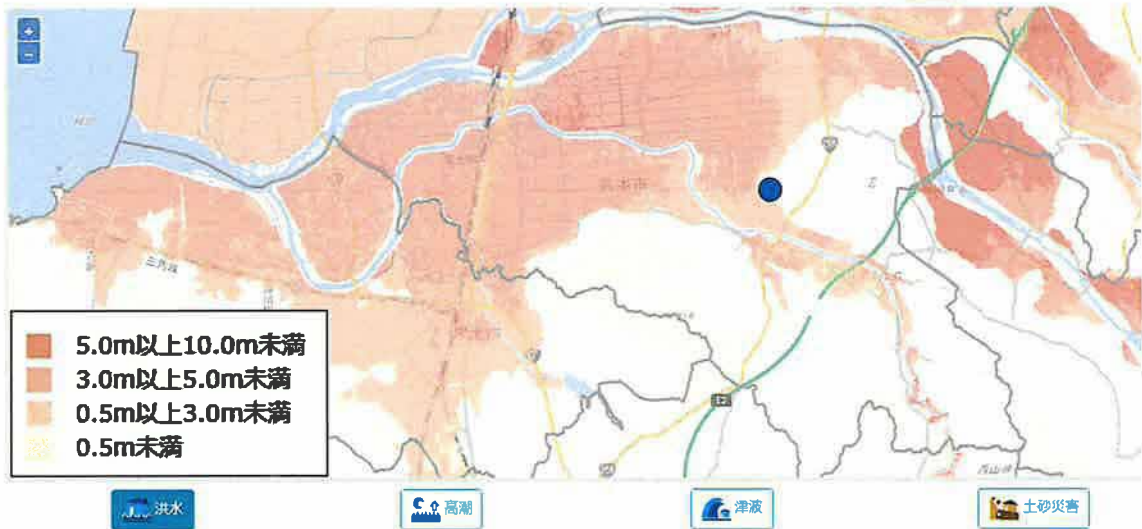
1 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当地区は、一級河川の緑川と浜戸川の間位置しており、当市のハザードマップによれば、緑川沿いの一部で最大で5 m、浜戸川沿いの一部と水田地区の一部で3 mを超える浸水が予想される場所があるほか、南西部の台地、段丘部を除き、平野部の広い範囲で0.5 m～3.0 m未満の浸水が予想されている。

熊本市ハザードマップ 表示選択 凡例 印刷

現在地 南区域南町呂地



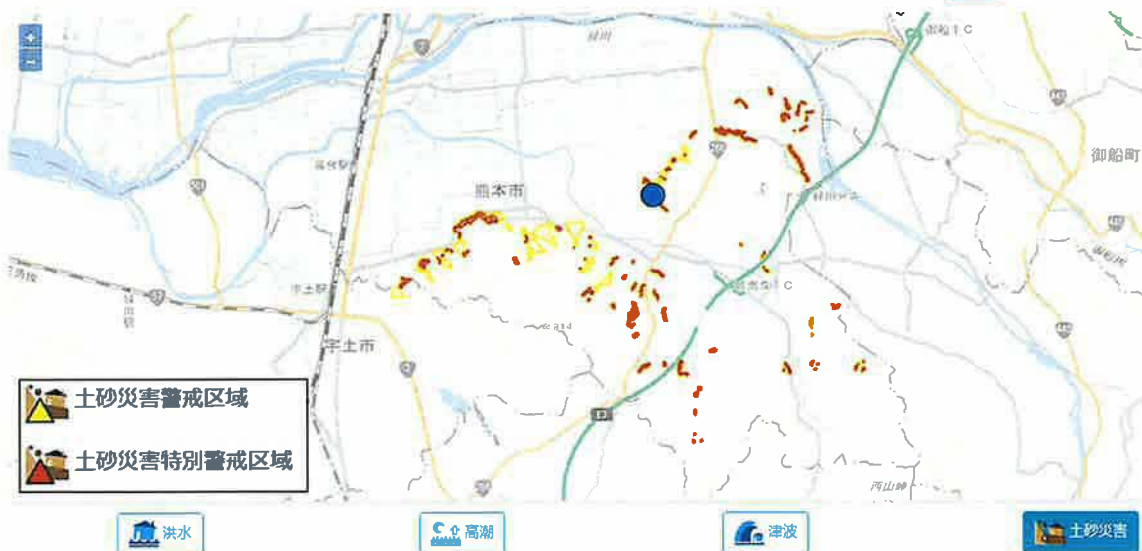
● 熊本市城南商工会

(土砂災害：ハザードマップ)

当市のハザードマップによると、当地区の南西部に広がる台地、段丘部には、急傾斜地の崩壊等による生命又は身体に著しい危害が生じる恐れがある土砂災害特別警戒区域と生命又は身体に危害が生じる恐れがある土砂災害警戒区域とされている場所が点在している。

熊本市ハザードマップ 表示選択 凡例 印刷

現在地 南区域南町呂地



● 熊本市城南商工会

(地震：J-SHIS)

当市については、立田山断層帯、布田川・日奈久断層帯の影響が考えられる。

当地区は、布田川・日奈久断層帯に挟まれる形となっているが、地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で17%以上の確率で発生するとされている。

当該地震による津波の被害は想定されていない。



● 熊本市城南商工会

また、大きな地震によりため池の堤体が決壊した場合を想定し、氾濫水の浸水想定範囲・浸水深、避難場所や避難時の注意点などの情報を掲載した農業用ため池ハザードマップを当市において作成しているが、全12か所の「防災重点ため池」のうち6か所が当地区所在している。

(液状化)

当市では、どこにでも起こりうる直下の地震、立田山断層地震、布田川・日奈久断層帯地震と3つの断層による液状化危険度をハザードマップで示しており、当地区では南西部の山地を除き、ほとんどが「極めて高い(下)」という評価になっている。(別添「資料(1)液状化ハザードマップ」参照)

(台風災害)

例年、台風が九州付近を通過していることから、風害や一時的な豪雨による被害が想定される。

当地区では、九州北部豪雨をもたらしたとされる平成29年(2017年)7月4日の台風3号が通過した際には、寺院や住宅の屋根や瓦が吹き飛び、熊本地方気象台の現地調査が行われるような被害が発生した。

(感染症)

新型インフルエンザ等は、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。これは、人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とする新型インフルエンザ等で、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるもので、顕著な例として、新型コロナウイルス感染症は、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えている。

(その他)

令和2年7月豪雨のような、気象庁が「経験したことの無い大雨」と表現するような線状降水帯による記録的な豪雨が近年日本各地で発生しており、当地区においても、短時間で状況が悪化するような命に危険が及ぶ土砂災害や洪水による災害が発生する可能性がある。

2 商工業者の状況

- ・商工業者数 542者 (令和3年(2021年)4月1日現在)
- ・小規模事業者数 424者 (//)

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所立地状況等)
農林漁業	10	6	全域に分散
卸売・小売業	153	102	幹線道路や市街地に多い
宿泊・飲食業	35	23	宿泊業は無く、飲食業は幹線道路沿い
サービス業	85	72	全域に分散
製造業	62	52	全域に分散
建設業	102	95	全域に分散
その他	95	74	全域に分散
合計	542	424	

3 これまでの取組

(1) 熊本市の取組

- ・地震ハザードマップ作成 平成23年(2011年)3月作成
- ・防災訓練の実施 平成29年(2017年)4月から
(毎年4月に実施)
- ・熊本市業務継続計画策定 平成30年(2018年)5月改定
- ・熊本市ハザードマップ更新 令和2年(2020年)4月作成
- ・防災備品の備蓄(備蓄食料22万食、1日分)

(2) 熊本市城南商工会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・巡回訪問時に小規模事業者への関係資料の配布・周知をはじめ、広報媒体である当会会報での、BCPの必要性や施策活用に関する情報発信を実施
- ・防災備品を備蓄
- ・熊本県火災共済協同組合(くまもと共済)と連携した損害保険への加入促進
- ・当会BCPの策定

II 課題

(1) 事業者BCPもしくは事業継続力強化計画策定に関する課題

管内事業者における事業者BCPの策定状況については、マンパワーが不足しており調査等を実施していないため、正確な策定状況は把握できていない。しかし、経営相談や巡回指導を通じてBCPを策定している事業者は極めて少ないと感じる。

したがって、事業者BCPの策定に関する市全体の取組状況は「普及・啓発段階」にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工団体の取組もまだまだ本格化していないのが実態である。

しかしながら、平成28年熊本地震、令和2年7月豪雨、新型コロナウイルス感染症により事業継続リスクへの関心が高まっており、管内事業者への更なる「普及・啓発」が求められている。

国をはじめ関係機関等から事業者BCPの策定ガイドラインやフォーム等が提供されているが、小規模事業者にとってはハードルが高過ぎるとの意見が事業者・支援者双方からあり、小規模事業者向けのBCP策定ツールが必要である。

その他、専門家や損害保険会社を含めた関係機関の連携による取組強化への必要性が高まっている。

【参 考】帝国データバンク「事業継続計画（BCP）に対する九州企業の意識調査（2021年）」
※令和3年（2021年）5月調査、有効回答企業数 874社

① 「策定している企業」について

規模別：「大企業」（18.9%） 「中小企業」（10.4%）
「小規模企業」（5.2%） ※小規模企業の策定割合は低い。

② （策定していない企業へ質問）「BCPを策定していない理由」について

（※母数は、事業継続計画(BCP)を「策定していない」企業383社）
1位「策定に必要なスキル・ノウハウがない」（44.1%）
2位「策定する人材を確保できない」（29.0%）
3位「必要性を感じない」（26.9%）

③ （策定意向ありの企業へ質問）

「事業の継続が困難になると想定しているリスク」について（複数回答）
1位「自然災害」（65.5%）
2位「感染症」（62.9%）
3位「設備の故障」（37.1%）

（2）当会のBCP策定の課題

当会ではBCPを作成しており自然災害等による緊急時の取組について対応をまとめている。

また、当会と当市における協力体制の重要性について認識はしているが、具体的な体制やマニュアルは、整備していない。

（3）支援人材（経営指導員等）の課題

平成28年熊本地震や新型コロナウイルス感染症等を経験したことで、緊急時の対応を推進するノウハウを持つ経営指導員等は在籍している。しかし、ノウハウの共有化や平時の対応について十分とはいえない。

支援者側の事業者BCP策定に関する支援スキルの向上や、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社等との連携も十分とはいえないのが現状である。

また、経営指導員等はリスク対策として保険・共済について助言にあたっているものの、事業者がBCPを策定していないため、リスクファイナンスにおける保険・共済の重要性を認識させるまでは至っていない。支援人材（経営指導員等）のBCP支援力の向上及び組織内でノウハウの共有化、専門家や損害保険会社等との連携が必要である。

（4）感染症対策の課題

事業者BCPそのものの策定が少なく、感染症対策をBCPに落とし込んでいることは、ほとんど無い。

よって、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性等について周知する必要がある。

Ⅲ 目 標

1 定性目標

(1) BCP策定の必要性の周知強化

当市及び当会により、地区内小規模事業者に対し広報紙やメルマガ等による普及啓発を行い、自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。

(2) 事業継続力強化計画セミナーの開催

地区内の小規模事業者を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年1回実施する。

開催通知は、対象者へ郵送及び当会のホームページにて情報発信を行う。

(3) 策定後フォローアップの実施

事業者が策定した事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の取組状況の確認や、必要に応じて見直し修正を行い、従業員・関係者にも周知を行うフォローアップを実施する。

(4) 被害状況の把握・報告ルートの確立

発災時、非常時における連絡、被害状況等の情報共有を円滑に行うために、当会と当市との間における被害情報報告、共有ルートを構築する。

(5) 正常性バイアスを踏まえた防災対策

正常性バイアスは、予期しない事態に対峙した時に陥りやすい防御作用の一種であり、災害時に「危険な状態」と判断すべき事象を「大きな問題ではない」と誤認する恐れがある。

状況の誤認を防ぐために、事業所に対し災害時に自ら率先して危険を避ける行動や避難を開始できる「率先避難者」の設置を推奨する。

また、実際に発生した災害事例を知識として周知し、ハザードマップが掲載された熊本市ホームページ等の閲覧を案内する。

(6) 感染症等発生における連携体制の構築

「海外発生期」、「国内感染者発生期」、「国内感染拡大期」、「社内感染者発生期」と各段階に応じて速やかに感染拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

(2) 定量目標

熊本市城南商工会	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	合計
「普及・啓発」広報紙による周知	1回	1回	1回	1回	1回	5回
小規模事業者BCP策定セミナー開催数	1回	1回	1回	1回	1回	5回
小規模事業者BCP策定件数	2件	2件	2件	2件	2件	10件
策定後翌年フォローアップ	—	2件	2件	2件	2件	8件
職員向けBCP策定支援研修参加	1回	1回	1回	1回	1回	5回

BCP策定件数：経営指導員1名につき毎年1件を策定目標とする。

策定後フォローアップは翌年度に1回/件を目標とする。

5年間で10件の策定が実現すれば管内小規模事業者424者の策定割合を2.3%引き上げることができる。

熊本市	目的	目標	
① 普及・啓発	国など関係機関が実施するセミナーや支援策等の情報を広く周知する	メルマガ配信	複数回
② 計画策定支援	事業継続力強化計画策定の支援を行う	セミナーの開催	年1回

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和4年(2022年)4月1日～令和9年(2027年)3月31日)

2 事業継続力強化支援事業の内容

・ 当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・ 本計画を基に役割分担、実施体制を整理し、自然災害等発生時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

・ 地区内小規模事業者に対するBCPの必要性について普及・啓発を目的として、損害保険会社と連携し、BCPセミナーを開催する。年度事業計画に計画策定支援件数の目標数を定め、それぞれの目標達成に向けた取組を行うこととする。

① 広報等による啓発活動

会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む事業者の紹介等を行う。

② ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回にて地区内小規模事業者を訪問し、ハザードマップ等を用いながら、それぞれの事業所の立地場所における自然災害等のリスク、避難所、緊急医療機関等の連絡先等について確認することによって、いざという時の備えなど防災意識を高める。

また、国や関係機関が運営する「防災ポータルサイト」等を当会のホームページにリンクさせるほか、各事業者に対して防災ポータルサイトのQRコード等を周知し、スマートフォン等での共有・活用普及を図る。

③ リスク軽減のための損害保険などの提案の実施

事業者BCPを検討する際、自然災害等に伴うリスクは、建物等の損害のみならず、休業に伴う損失、事業主・従業員等のけが、連鎖倒産、復旧資金の備えなど多岐にわたるため、これらのリスクへの対策をあらゆる角度から検証することが求められる。そこで、リスク管理状況を確認するためのヒアリングを巡回や窓口相談時に実施するとともに、リスクを軽減するための取組や対策を説明・提案し、BCP策定セミナーの開催に合わせ保険相談等を実施する。

④ 事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP(簡易的なものを含む。)の策定による実効性のある取組の推進や、効率的な訓練等についての助言を行う。策定支援にあたっては、特にハザードマップで被害が想定されている事業所を優先として、次のような普及啓発セミナー等を行う。

・ BCP策定支援研修(職員向け)

職員を対象としたリスクマネジメント基礎研修、管内の災害リスク、小規模事業者向けBCPの作成などのスキルを習得する。

・ BCP策定セミナー(小規模事業者向け)

自社のリスク診断のほか、専門家講師により、独自のマニュアル等を用いたワークショップなど演習型のBCP策定のセミナーを実施する。

・ **個別支援（小規模事業者向け）**

セミナー参加者に対するセミナー終了後のBCP策定のアドバイス補足支援やセミナー参加者以外でもBCP策定を進めている事業者に対する支援を個別に行うとともに、リスクを軽減するための対策を提案する。

⑤ **感染症対策に関する支援**

- ・ 感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
(<https://corona.go.jp/prevention>)
- ・ 事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT機器やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

(2) **当会の事業継続計画の作成**

- ・ 近年、大規模自然災害等が多発するため、当会における事業継続計画を作成。【別添】今後2年サイクルで計画更新を行う。

(3) **関係団体等との連携**

- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示を依頼する。事業継続の取組に関する専門家に依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。

(4) **フォローアップ**

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ 当会と当市で、状況確認の共有や改善点等について協議する。

(5) **当該計画に係る訓練の実施**

- ・ 当会は市が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、訓練に合わせ、当市との連絡ルートの確認等を行う。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 災害等の発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) **応急対策の実施可否の確認**

- ・ 発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。
- ・ SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）を当会と当市で共有する。
- ・ 感染症に関しては、国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・ 感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、熊本市における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

(2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と本市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・ 職員自身の目視で命の危険を感じる状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
- ・ 本市または当会の職員が被災する等により応急対策ができない場合の応急的な役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を規定する。

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	・ 地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれている地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」など、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内の0.1%程度の事業所で、「床上浸水」「建物の全壊・半壊」など、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報はない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

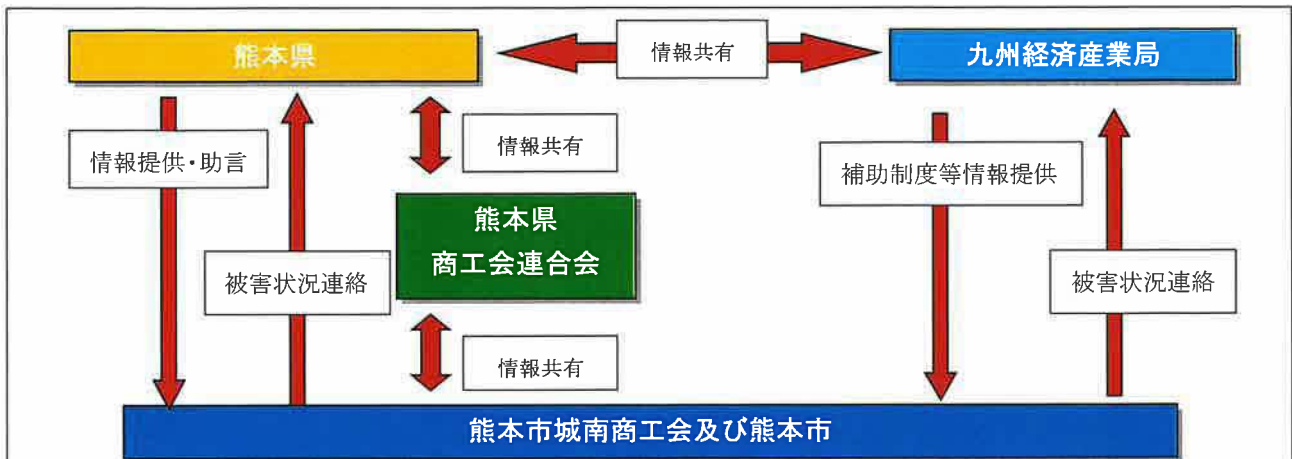
- ・ 本計画により、当会と本市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～2週目	1日に1回共有する
2週目～1ヵ月	2日に1回共有する
1ヵ月以降	週に1回共有する

- ・ 感染症流行の場合、本市で取りまとめた「熊本市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入するなど体制維持に向けた対策を実施する。

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- ・ 自然災害等発災時に、地区内小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 自然災害等による二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と本市は自然災害等による被害状況の確認方法や被害額（総合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と本市が共有した情報を、熊本県商工振興金融課、熊本県商工会連合会あてメール又はFAX等にて当会又は本市より報告する。
- ・ 感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と本市が共有した情報を熊本県の指定する方法にて当会又は本市より熊本県へ報告する。



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口の開設方法について当市と検討のうえ、地区内小規模事業者への周知を図る。当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。

ツールとして、全国商工会連合会が提供する「商工会災害状況報告システム」を活用する。



- ・当会と当市で被害状況の情報収集を分担して行う場合、役割分担（担当地区、担当企業等）をあらかじめ明確化しておく。）
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や県、市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会・当市で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又は、その恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。
- ・当会のホームページを活用して情報発信を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 熊本県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を熊本県や熊本県商工会連合会等に相談し、相談受付体制の維持を行う。
- ・ 発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて当会・当市で情報収集を行い、事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・セミナー開催費	100	100	100	100	100

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

熊本県補助金、熊本市補助金、会費収入、事業収入 等

※専門家派遣は、熊本県商工会連合会エキスパート専門家派遣や連携保険会社等を活用する。

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等

資料（1）液状化ハザードマップ

